

令和5年度

介護サービス事業所等 に係る集団指導

(各サービス共通説明事項)

目次

	項目	頁
1	高齢者虐待の防止について	1
2	介護保険指定事業者等の事故発生時の報告について	6
3	高齢者福祉施設等の交通安全について	6
4	介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	7
5	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	11
6	介護職員処遇改善加算等について	14
7	情報公表制度について	15
8	熱中症の予防について	17
9	新型コロナウイルス感染症への対応について	17
10	令和3年度介護報酬改定に伴う主な運営基準の変更について	20
11	介護員養成研修受講補助について	22
12	佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」について	23
13	佐賀労働局・労働基準監督署からのご案内 ※資料は県 HP に掲載	24
14	介護労働安定センターからのご案内 ※資料は県 HP に掲載	26
15	県福祉課からのお知らせ(生活保護法関係) ※県 HP にのみ掲載	

佐賀県 健康福祉部 長寿社会課



1 高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果によると、下の図のとおり、令和 3 年度の全国の養介護施設従事者等による虐待に関する相談・通報件数は 2,390 件(令和 2 年度 2,097 件)、虐待の事実が認められた件数は 739 件(令和 2 年度 595 件)、擁護者による相談・通報件数は 36,378 件(令和 2 年度 35,774 件)、虐待の事実が認められた件数は 16,426 件(令和 2 年度 17,281 件))でした。

また、令和 3 年度の県内の養介護施設従事者等による虐待に関する相談・通報件数は 11 件(令和 2 年度 21 件)、虐待の事実が認められた件数は 3 件(令和 2 年度 8 件)、擁護者による相談・通報件数は 140 件(令和 2 年度 121 件)、虐待の事実が認められた件数は 37 件(令和元年度 35 件)でした。

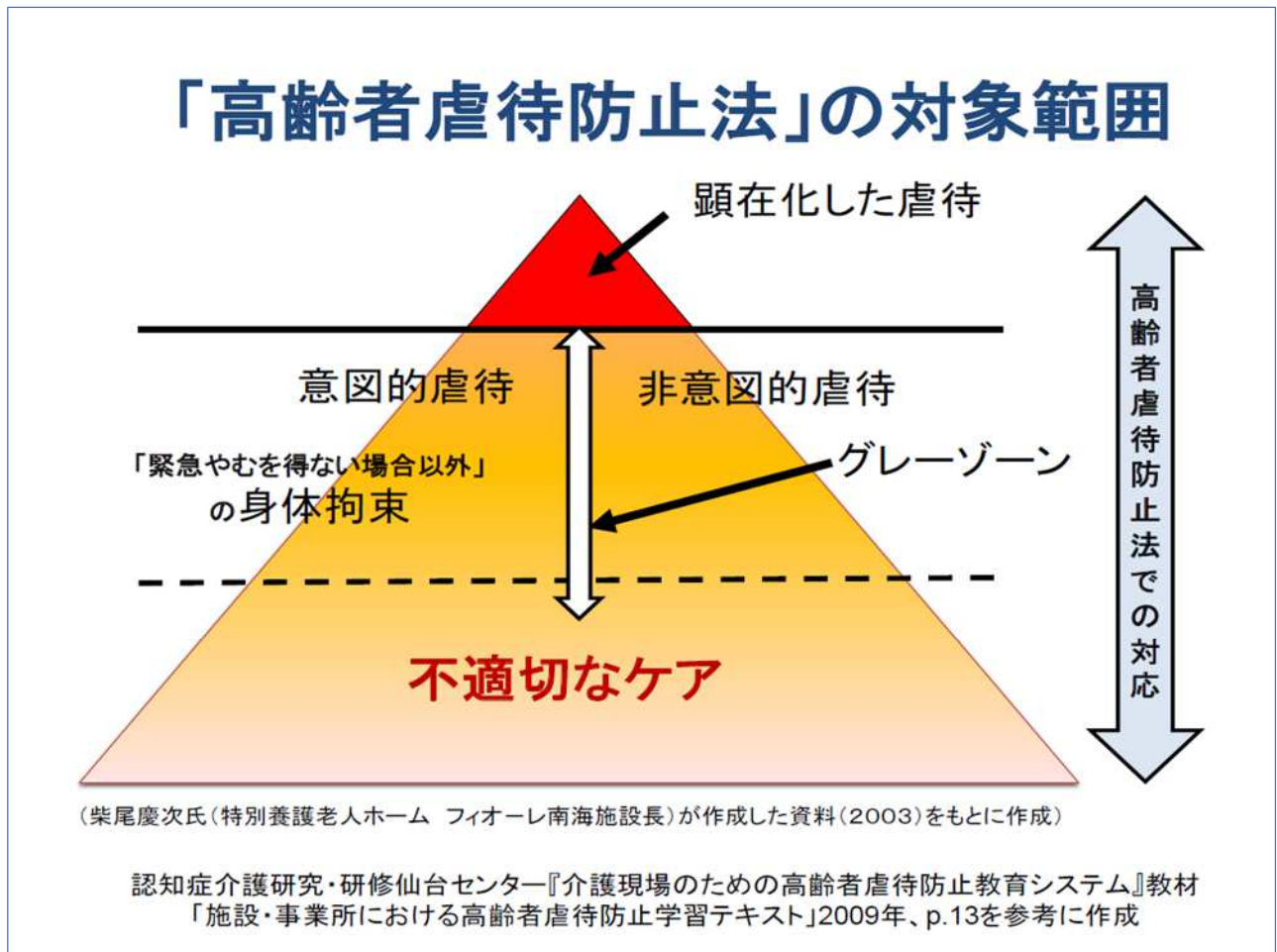
① 全国状況



② 県内状況



高齢者虐待防止法の「虐待」



高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者による高齢者虐待を、養介護施設に入所又は養介護事業を利用する高齢者に対して行う次の行為として規定しています。

身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる おそれのある暴行を加えること

介護・世話の放棄・放任 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

経済的虐待 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

高齢者虐待防止法の「虐待」は、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命・健康・財産が損なわれるような状態に置かれること」ととらえられています。

介護施設・事業所等の責務(高齢者虐待防止法)

- 養介護施設従事者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることの自覚、早期発見努力義務(第5条) ⇒「高齢者の権利を無視した行為の放置」は放棄放任にあたる。
- 養介護施設の設置者等は、①従事者の研修の実施、②利用者又は家族からの苦情処理体制の整備、③その他従事者による高齢者虐待防止等のための措置を講じるべき義務(20条)
- 養介護施設従事者は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通知する義務
・通報義務>守秘義務(第21条)
⇒ 通報義務は、業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも優先
「思われる」で通報できる(証拠、根拠は必要なし)
- 通報等による不利益取り扱いの禁止(第21条7項)
通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない
ただし、虚偽であるもの過失によるものを除く
- 通報した者を特定させる情報は洩らされない(第23条)
- 通報は、施設・事業所の所在地に対して行う。

身体拘束と高齢者虐待との関係

「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は高齢者虐待に該当

「緊急やむを得ない場合」として拘束が認められる例外3要件

1)切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

2)非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

3)一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

更に、以下のような適正手続きが求められる。

- ・個人ではなく組織として判断(「身体拘束廃止委員会」等での検討)
- ・本人や家族への説明(目的、方法、時間帯、期間等の詳しい説明が必要)
⇒「家族の同意」があれば例外3要件が必要ないということではない
- ・観察と再検討による定期的再評価
⇒ 必要がなくなれば、速やかに解除
- ・記録の義務付け(2年間保存)

身体拘束の例

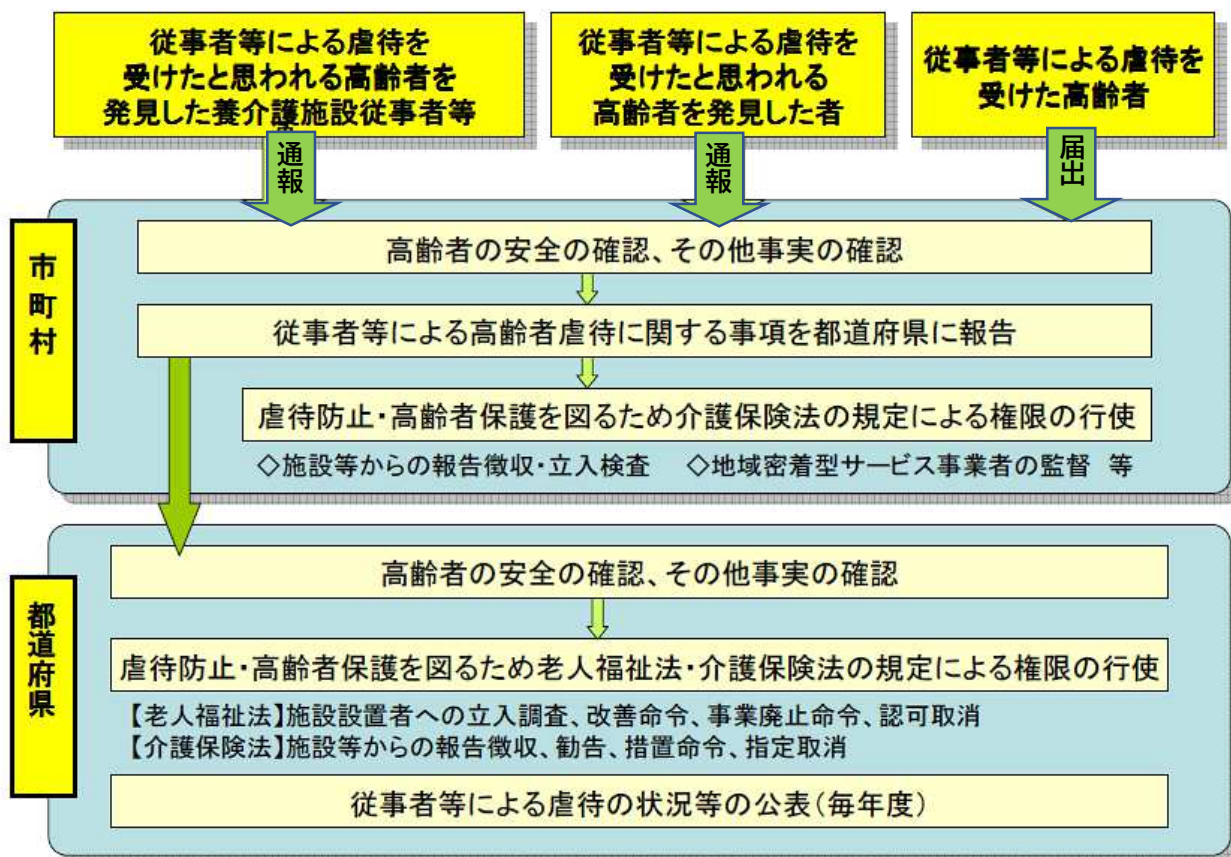
- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典:「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省「身体拘束 ゼロ作戦推進会議」発行)

介護施設従事者等による 高齢者虐待への対応

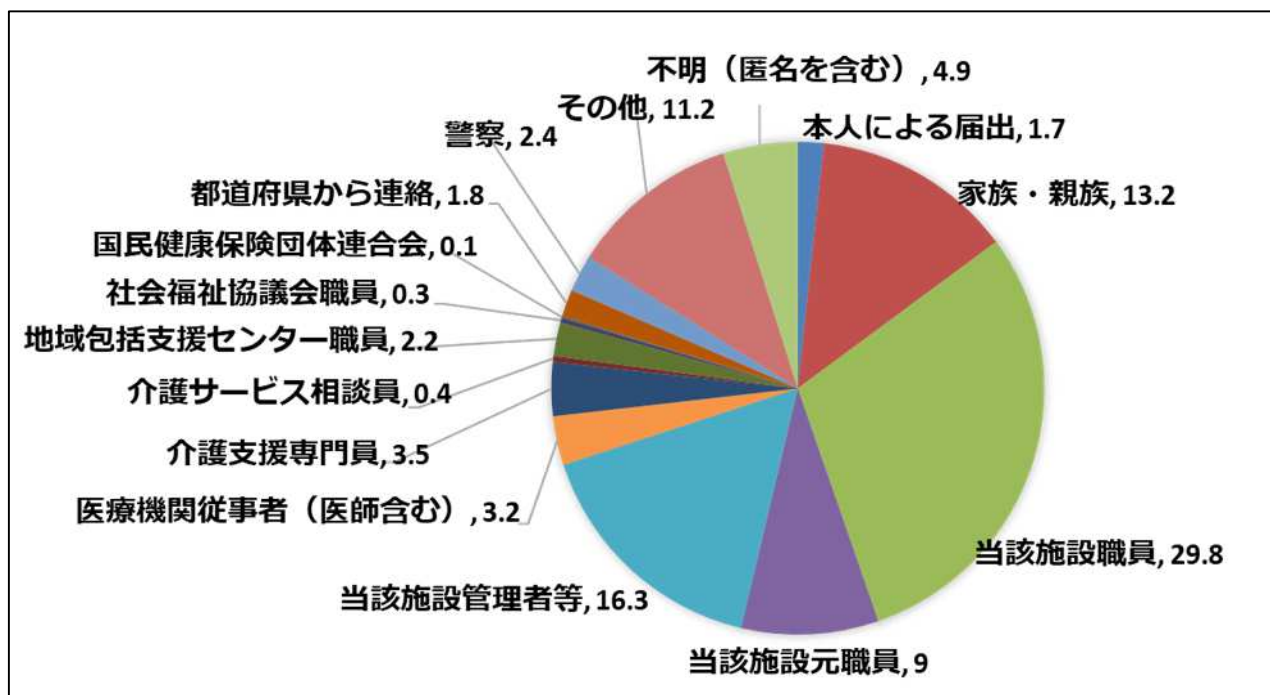
- ・高齢者虐待防止法に基づく養介護施設従事者による虐待の認定
- ・介護保険法に基づく改善指導、行政処分
- ・介護報酬における身体拘束未実施減算の適用(介護老人福祉施設 等)
- ※ 虐待事案については、国からも厳正な対処をするよう求められている。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

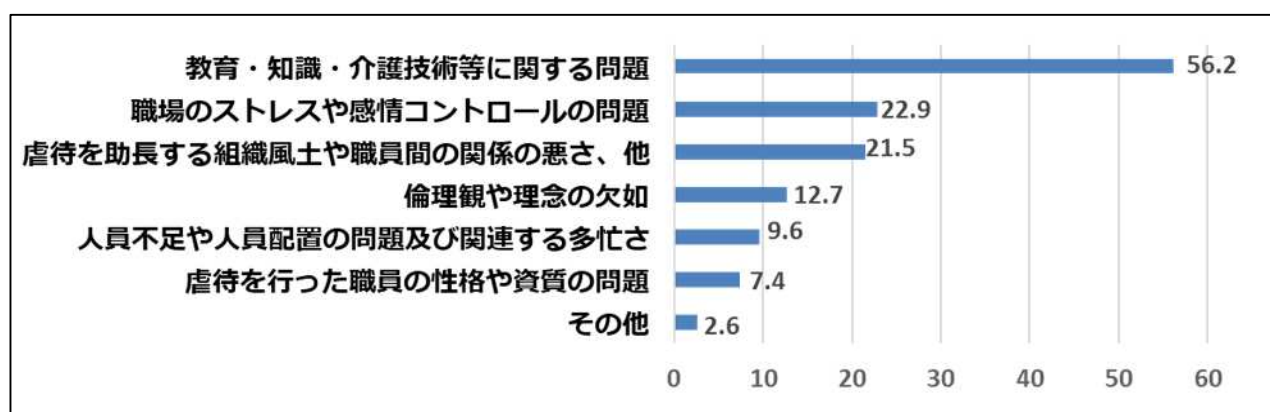


養介護施設従事者による高齢者虐待の 相談・通報者、発生要因

相談・通報者(R3 全国)%



発生要因(R3 全国)%



令和3年度介護報酬改定に伴う運営基準（省令）の改正について

全ての介護事業所サービスを対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置が義務付けられました。（令和6年4月1日から義務化）

2 介護保険指定事業者等の事故発生時の報告について

利用者又は入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに各保険者へ報告してください。

(1) 報告が必要な事故について(一例;具体的には各保険者が設定)

① サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故その他重大な人身事故の発生

「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故を含む。また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれます。

事業者側の過失の有無は問わない。利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告が必要。

② 食中毒及び感染症、結核の発生

感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1、2、3及び4類、新型インフルエンザ等感染症。

5類(新型コロナウイルス感染症はここに含む)であっても、感染症が施設又は事業所内に蔓延する等の状態になった場合には、報告が必要。

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)

養護老人ホーム等(注:地域密着型サービス事業所等を含みます)の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村又は保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の必要な措置を講じなければならないこと。

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合

ロ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

③ 職員(従業員)の法令違反、不祥事等の発生

利用者からの預り金の横領など利用者の処遇に影響のあるもの。

④ その他報告が必要と認められる事故の発生

- ・救急搬送された場合
- ・他者の薬を誤って服用した場合

(2) 報告書の様式

各保険者が定めていますので、ホームページ等を確認してください。

※ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意してください。

※ 高齢者虐待と思われる事案が発生した場合には、各市町の高齢者虐待対応窓口に通報すること(養介護施設・事業所等の責務(高齢者虐待防止法)を参照)

(3) その他

保険者は、「死亡」、「治療に30日以上要する負傷・疾病」などの重大事故については、消費者安全法に基づき、消費者庁及び厚生労働省に通知することとなっています。

3 高齢者福祉施設等の交通安全について

令和2年6月に、デイサービス送迎中の死亡事故が発生しています。このような事故を二度と発生させないために、「送迎時における交通事故の防止及び利用者の安全確保について(令和2年6月11日付け長寿第888号)」をご確認ください。また、運転業務に携わる職員の健康管理には特にご注意くださいとともに、交通安全に取り組んでください。

交通安全講習を希望する場合、下記もしくは最寄りの警察署にご相談ください。
佐賀県警察本部交通企画課企画第一係 (0952-24-1111 内線 5022)

4 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

平成28年9月9日付け
厚生労働省通知（要約）

（水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じるための留意事項）

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

1 情報の把握及び避難の判断について

- 介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。
- このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。
- また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月19日付内閣府策定）において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。
- 特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

- 介護保険施設等は、「非常災害対策計画」を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。
- 非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件(地形等)
 - ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
 - ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
 - ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
 - ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
 - ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
 - ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
 - ・関係機関との連携体制等
-
- 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。
 - 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。
 - 非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。
 - 非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

【参考となる資料】

国土交通省HP「要配慮者利用施設の浸水対策」

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

「全国の取り組み状況」

・要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況

「避難確保計画の作成・活用の手引き・eラーニング教材」

・避難確保計画の作成・活用の手引き、様式、記載例、eラーニングテキスト

「お役立ち情報」

- ・水防法・土砂災害防止法の改正について
- ・避難確保計画作成の参考資料
- ・避難訓練実施報告書(様式例)
- ・洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト
- ・雨量・河川水位などの観測情報がリアルに把握できるサイト

非常災害対策計画は、必ず作成する必要があります

平成29年の水防法、土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地が定められた施設)の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられています。

また、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町長へ報告する必要があります。未作成・未提出の施設に於かれましては、早急に作成・提出をお願いします。

(参考資料) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き
(洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/tebiki.pdf>

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

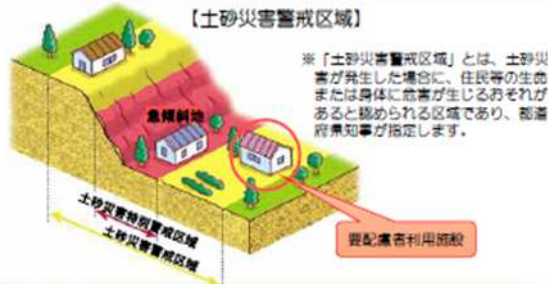
「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- | | | |
|---|---|---|
| <p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活福祉事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 | <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等専門学校 ・中等教育学校 ・専修学校(専修課程を置くもの) ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校(専修課程を置くもの) | <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時保かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等 |
|---|---|---|

※ 避難対象の対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全部のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務(※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合)
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

←義務です!!

また、計画は市町へ提出する必要があります!

2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

> 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
 > 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

(H29.6.19)

施設・事業所が被災した場合は、県及び市町に速やかに連絡いただくとともに、所在する地域において警戒レベル3(高齢者等避難)以上の警報が発令された場合等においては、あらかじめ定められた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に適切な対応(避難、屋内待機等)をとったうえで、県及び市町に対して速やかに報告をお願いします。

また、施設・事業所の災害対応マニュアル等においても、災害発生時の被災・避難状況の連絡先、内容等について記載いただくとともに、県や市町の連絡先を職員の目につく場所に掲示されるようお願いします。

(「災害発生時における被災・避難状況の連絡について(依頼)(令和5年6月2日付け長寿第1092号)」を参照)

5 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

【平成28年9月15日付け厚生労働省通知】

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員(嘱託の警備員等を含む。以下同じ。)の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法(緊急連絡網)をあらかじめ決めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ決めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たったの注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備(街灯、防犯灯など)の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた

対応や交流を行っているか。

- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺的环境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策(そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む)
 - ② 対象物の強化(施設を物理的に強化して侵入を防ぐ)
 - 例:玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。
防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。
防犯性能の高い建物部品(ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等)に交換する。
 - ③ 接近の制御(境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ)
 - 例:道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。
敷地や建物への出入口を限定する。
 - ④ 監視性の確保(建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ)
 - 例:夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。
植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。
防犯カメラを設置する。
- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備(例えば、電源設備など)への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等を行っているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示しているか。
- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
- ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
- ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて)利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
- ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
- ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。
 - ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
 - ・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
 - ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
 - ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保する。

※ 上記の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましい。

6 介護職員処遇改善加算等について

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

①介護職員処遇改善加算

■対象：介護職員のみ

■算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること

②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

②介護職員等特定処遇改善加算

■対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。

➢処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること

➢処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

➢処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

③介護職員等ベースアップ等支援加算

■対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

➢処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること

➢賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

全体のイメージ



[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

○加算の取得状況

加算の種類	佐賀県 (R5.1月)	全国 (R4.10月)
処遇改善加算	93.2%	93.8%
特定処遇改善加算	59.3%	75.9%
ベースアップ等支援加算	83.4%	85.4%

7 情報公表制度について

情報公表制度の趣旨・目的

介護保険サービスの利用・提供は「利用者」と「事業者」との契約

【利用者】より適切な事業者を選択することが必要

→ 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難
(適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

【事業者】取組の努力が適切に評価され選択されることが必要

→ 事業者情報を公平・公正に公表する環境がない
(提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、努力が報われない)

介護サービス情報の公表制度



- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を自ら公表
 - ・ 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
 - ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

情報公表制度の仕組み

(情報の内容の確認)

事業所の情報は、都道府県がインターネットで公表。公表の流れは以下のとおり。

- ①都道府県が毎年定める計画に従って、年1回、介護報酬収入年額100万円を超える事業所は、直近の事業所情報を都道府県に報告。
- ②都道府県は、公表されている情報の正確さを確保するため、指針に基づき、情報の内容について、事実の有無を客観的に調査し、確認。
- ③都道府県は、国で一元管理している情報公表サーバーを使って情報を掲載。

公表までのフロー図



※公表及び調査にかかる費用について地方自治法に基づき、都道府県は事業所から手数料を徴収することが可能

情報公表される内容

① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 従業者に関するもの
- 提供サービスの内容
- 利用料等
- 法人情報

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理の体制
- 安全・衛生管理等の体制
- その他（従業者の研修の状況等）

※ その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるように「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。

※ 令和3年度の制度改正により、認知症対応力の向上と介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に関する取り組み状況について公表

介護サービス情報公表の定期報告(スケジュール)

報告可能になりましたら、対象事業所に通知します。

通知を受け取った事業所は、介護サービス情報の報告(介護保険法第115条の35第1項)について、下記によりログインし、入力をお願いします。

- 報告方法：介護サービス情報報告システム
(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/41/>)にアクセスし、事業所番号(ID)、パスワード、サービスを記入の上、ログインし、入力を行ってください。
- 報告期限：未定(通知から1カ月程度)《期限厳守》
- 報告の種類：基本情報(最新情報)、運営情報(R4年度の情報)

※介護サービス情報報告システムの操作マニュアルは、県ホームページ(ホーム > 分類から探す > 健康・福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 施設・団体 > 令和5年度佐賀県介護サービス情報の公表について)に掲載しています。参照のうえ報告を行ってください。

当該ホームページには報告事項及び記載要領もサービス毎に掲載していますのでご確認ください。

※事業所番号(ID)・パスワードが不明な場合は、事業所番号とサービス名を記入の上、下記メールアドレスあてメールでお問い合わせください。

なお、ログイン後に必要な法人番号は国税庁HPで確認できます。

(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

8 熱中症の予防について

高齢者は、体温調節機能が加齢により低下し、暑さに対する抵抗力が低下しています。また、のどの渇きを感じにくくなるため、特に注意が必要です。のどの渇きで水分喪失の程度などを判断せず、特にこまめに水分を摂ることが必要です。

下記サイトの情報等を活用のうえ、熱中症予防に努めてください。

<関連リンク>

- ・佐賀県 HP > 分類から探す > 健康・福祉 > 健康づくり
> 熱中症情報【<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00347065/index.html>】
- ・環境省熱中症予防情報サイト【<https://www.wbgt.env.go.jp/>】
- ・厚生労働省 HP 熱中症関連情報
【https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html】

9 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する国の通知等について

厚生労働省のホームページに、介護事業所等向けに新型コロナウイルス感染症の対策等をトピック毎にまとめて掲載されていますので、ご確認ください。

- ・厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉
> 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ
【https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html】

(2) 介護現場における感染対策の手引き等について

介護現場で必要な感染症の知識や対応方法等、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場における感染症への対応力の向上を目的として、「介護現場における感染対策の手引き(第2版)」等が、厚生労働省によりまとめられていますので、内容を確認の上、ご活用ください。

- ・厚生労働省 HP (上記と同じ)
【https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html】
 - 介護現場における感染対策の手引き(第2版)
 - 介護職員のための感染対策マニュアル(手引きの概要版)
 - ・介護職員のための感染対策マニュアル(施設系)
 - ・介護職員のための感染対策マニュアル(通所系)
 - ・介護職員のための感染対策マニュアル(訪問系)
 - 感染対策普及リーフレット(手引きのポスター版)

(3) 「持ち込まない」「拡げない」対策について

重症化リスクの高い高齢者が利用する施設や事業所内に感染が持ち込まれると、その中で感染者が増加し、その規模も拡大することが危惧されることから、5類感染症への移行後も、国から「施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続する」という基本的な考え方が示されています。

令和5年(2023年)4月10日付け長寿第137号の1依頼に添付の「施設を新型コロナから守る5つのポイント」チェック表(次ページに添付)などを活用し、職員お一人おひとりが「持ち込まない」「拡げない」対策を徹底されるようお願いいたします。

福祉施設の皆さまへ

施設を新型コロナから守る 5つのポイント

1 職員からの持ち込みを防止！

／4項目

- 職員は出勤前に、必ず体温測定・記録
- 職員が発熱や咳などの症状があれば勤務しない、させない
- 職員はプライベートの行動も、感染防止対策を徹底
(会食は同居家族等少人数で、密な空間・集団での集まりを避ける)
- 職員でワクチン接種が可能な方は、早めに3回もしくは4回目のワクチン接種を完了

2 手洗い・消毒は正しく、こまめに！

／4項目

- 手洗いは、石鹸と流水で30秒以上、アルコールは手のひら全体にいきわたる十分な量を使用
- 職員は1ケアごとに手洗い・消毒
- 使い捨ての手袋を外した後にも手洗い
- 正しい手洗い方法を学び、利用者にも手洗い方法を指導

3 利用者の健康管理を徹底！

／3項目

- 毎日の検温・記録
- 食事の際の体調確認など、健康状態の変化の有無に注意
- 利用者でワクチン接種が可能な方は、早めに3回もしくは4回目のワクチン接種を完了

4 防護具の正しい装着！

／2項目

- 施設では常にマスクを正しく装着(鼻出しマスク、あごマスクはしない)
- 利用者の飛沫を浴びる可能性がある場面(食事介助、喀痰吸引、口腔ケア、おむつ交換等)では、サージカルマスク及びゴーグル又はフェイスシールドを装着(陽性者や濃厚接触者には、N95マスクで対応)

5 施設の環境整備！

／3項目

- 1時間に2回、5分程度、窓を開けて部屋を換気
- 不要な物品は撤去、施設内の整理整頓
- 施設内のこまめな清掃・消毒
(ドアノブ、手すり等、利用者が触れる可能性のある箇所、電話等共有物品は特に頻繁に)

週1回 責任者によるチェック! 担当者: _____ 月 日() /16項目

《感染が判明した実際の事例》

■施設(のちにクラスターが発生した施設での事例)

- ・入所者が対面で、パーティションの設置やマスクを着用せず、食事やレクリエーションを行っており、感染対策が不十分であったため、感染が広がった。
- ・日頃から使用している物品、備品(職員での使い回しや保存方法が不適切なインカムのマイク、フェイスシールド等)の消毒等が不十分であったため、物品、備品を介して感染が広がった。
- ・スタッフステーションや休憩室に入室する際や入所者へのケアの前後など、手指消毒が不十分な状況であったため、感染が広がった。
- ・汚染された手袋を着用したまま業務を継続していたため、施設内で感染が広がった。
(手袋の常時着用については、感染予防の面では不適切であり、通常のケアの場合は1ケアごとに手指消毒を行うことの方が感染予防の効果は高い。)

■プライベート

- ・喉の違和感や微熱、鼻水等いつもと違う体調の変化を感じていたが普段通り勤務し、2,3日後に陽性が判明した。
- ・友人と車で買い物に出かけた際に、窓を開け換気はしていたが、マスクを外して会話をしていた。(友人の陽性が判明し、本人も濃厚接触者となり、検査の結果、陽性判明)
- ・友人、知人と会食をする際、初めはパーティションの設置や適度な間隔を意識していたが、お酒が入るにつれソーシャルディスタンスが保てなくなっていた。その後、複数の参加者が陽性となった。

《感染が発生した施設へのHICPAC-Sの主な指摘事項》

- ・手指消毒液は、手指消毒をどこで行うか動線を考えた上で適切な場所に配置する。
- ・個人防護具の着脱ができるように定期的に演習を実施する。
- ・食事前に利用者のお手をおしぼりで拭いていたが、手洗い又は手指消毒をする。
- ・共有スペースの食事をする場所は、毎食前後にアルコール消毒液での清掃を実施。
- ・口腔ケアや食事介助を行う時は、飛沫防止のためにアイシールドを着用する。
- ・歯ブラシが接触している状態で保管しない。利用者ごとに部屋で管理する
- ・人の手がよく触れる高頻度接触面はその他の環境よりも汚染しているため、こまめに清掃する。

新型コロナウイルスが発生した介護サービス事業所・施設等の環境の復旧・改善のためのかかり増し経費等に対する補助については、佐賀県 HP を確認してください。

- 「令和5年度 佐賀県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業【佐賀県事業】」について

佐賀県 HP > 分類から探す > 健康・福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 支援・補助

> 令和5年度佐賀県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業のお知らせ

【<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00380784/index.html>】

10 令和 3 年度介護報酬改定に伴う主な運営基準の変更について

※令和 6 年4月から義務化されるものについては、今年度中に早急にご対応ください。

●感染症対策の強化（全サービス）

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。(令和 6 年4月 1 日より義務化)

- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施
- ・その他のサービス(訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス)について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

●業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。(令和 6 年4月 1 日より義務化)

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画 (Business Continuity Plan) の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

(令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。)

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

◆ **ポイント**

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

◆ **主な内容**

- ・ BCPとは
- ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは (自然災害BCPとの違い)
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割
- ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等 (入所系・通所系・訪問系) 等

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

◆ **ポイント**

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

◆ **主な内容**

- ・ BCPとは
- ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割
- ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応 (各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項) 等

厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ > 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン

《掲載資料等》

- ・ 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- ・ (別添) 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン(様式ツール集)
- ・ (入所) 新型コロナウイルス感染症 BCP ひな形
- ・ (通所) 新型コロナウイルス感染症 BCP ひな形
- ・ (訪問) 新型コロナウイルス感染症 BCP ひな形
- ・ 自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- ・ 自然災害 BCP ひな形
- ・ 研修動画(介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修)

●災害への地域と連携した対応の強化

(通所系サービス、短期入所系サービス、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス)

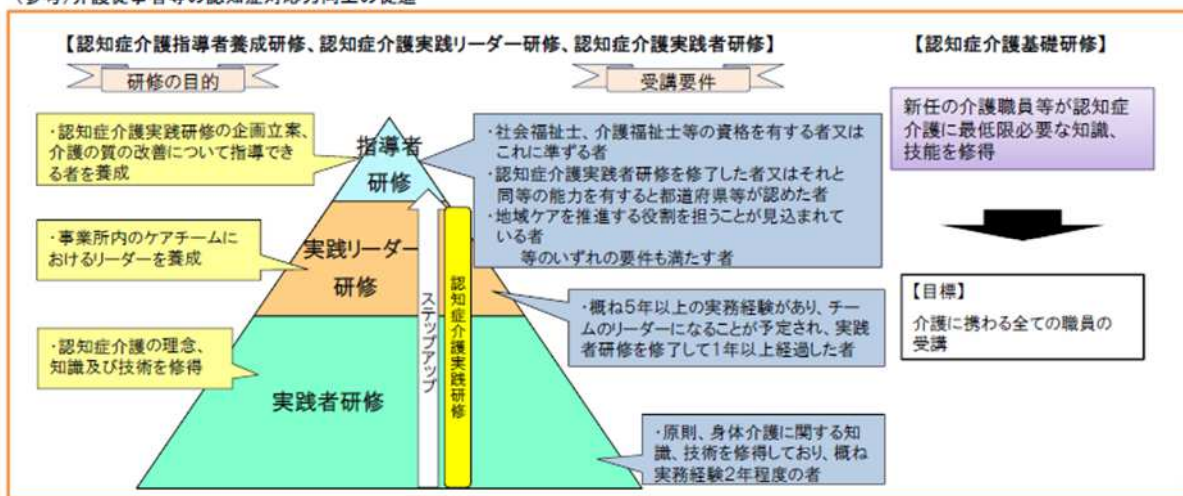
災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

●認知症介護基礎研修の受講の義務づけ(全サービス)

(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。(令和6年4月1日より義務化)

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



●ハラスメント対策の強化(全サービス)

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。

運営基準(省令)において、以下を規定(※訪問介護の例)

「指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」

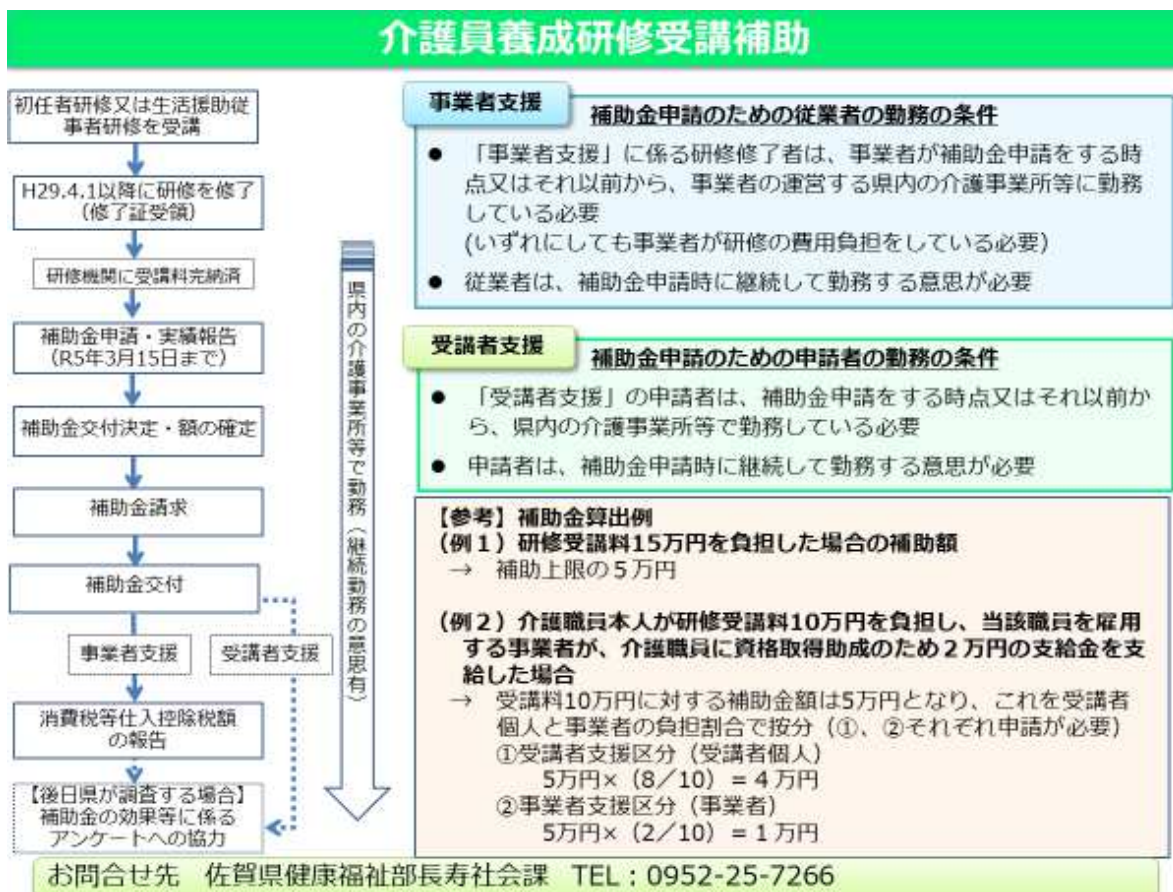
(参考)ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況

- 職場におけるセクシュアルハラスメントについては男女雇用機会均等法において、職場におけるパワーハラスメントについては労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けている。
 - 職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメントに関しては、
 - セクシュアルハラスメントについては、指針において、男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)において事業主に対して義務付けている雇用管理上の措置義務の対象に含まれることが明確化された(令和2年6月1日より)。
 - パワーハラスメントについては、法律による事業主の雇用管理上の措置義務の対象ではないものの、指針において、事業主が雇用管理上行うことが「望ましい取組」として防止対策を記載している(令和2年6月1日より)。
- ※職場におけるセクシュアルハラスメント
= 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるとするもの又は当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの。
- ※職場におけるパワーハラスメント
= 職場において行われる i 優越的な関係を背景とした言動であって、ii 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、iii 労働者の就業環境が害されるものであり、i から iii までの要素を全て満たすもの。

厚労省 HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護現場におけるハラスメント対策

【https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html】

11 介護員養成研修受講補助について



介護員養成研修受講補助

1. 補助対象及び条件

以下の区分で個人と介護事業者が補助対象になります。**なお、いずれも研修受講料について、国や他の地方公共団体による助成や補助等を受けていないことが必要です。**

① 個人（「受講者支援」区分）

H29.4.1以降に介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を修了した者で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

(ア) 研修受講料を負担した者であること。
 (イ) 補助金の交付申請時点で県内の介護事業所等において介護職員として勤務し、引き続き勤務する意思があること。

② 介護事業者（「事業者支援」区分）

介護事業所等を運営する法人（介護事業者等）で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

(ア) 介護事業者等が研修受講料を負担したこと（研修受講料を負担した従業者等に対し、介護事業者等が支給金を支払った場合を含む。）。
 (イ) 介護事業者等が運営する県内の介護事業所等で介護職員として勤務している者又は勤務予定の者が、H29.4.1以降に介護職員初任者研修を修了し、介護事業者等が補助金の交付申請を行う時点で、当該介護事業者等が運営する県内の介護事業所等に勤務しており、引き続き勤務する意思があること。

2. 対象経費 研修受講料（必須教材費は含む。補講料、追試受験料等は除く。）

3. 補助内容 補助率1/2（補助上限額（50,000円/人））
 （介護事業者が従業者に支給金を支給した場合、介護事業者と従業者個人の負担割合で補助金を按分）

4. 申請期限 R5年3月15日（県が定める様式に必要な添付書類を添えて長寿社会課に申請）

佐賀県 HP > 分類から探す > 健康・福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 支援・補助 > 介護員養成研修受講支援補助金について

[【https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00388781/index.html】](https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00388781/index.html)

12 佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」について

佐賀の介護に携わる方のリアルな声を届け、介護という仕事に魅力を感じてもらうことを目的として、佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」を運営しています。

本サイトには、県内介護事業所の情報、求人情報、就職・就労のサポート情報等を掲載しています。

「さがケア」の概要・特徴

- ・キャリアパス制度や人材育成の仕組みを設けているなど、一定の基準をクリアした介護事業所の情報・求人情報を掲載
- ・介護事業所の理念、価値観や歴史などを深掘りして伝えるインタビュー記事
- ・働く仲間や職場の様子が分かりやすい、豊富な写真や映像
- ・地域・条件から、自分の希望に合った介護事業所が見つかる検索ページ
- ・佐賀の介護を盛り上げる、個性あふれる介護職員等のインタビュー記事
- ・これから介護を学ぶ学生に向けた就学サポートページ
- ・初めて介護の仕事に就く方に向けたキャリアサポートページ



さがケアのWebサイトはこちら



《URL》 <https://saganokaigo.jp/>

さがケア

検索

(参考)

○ウェブサイトへ掲載できる事業所

安定的な雇用を確保していく観点から、キャリアパス制度や人材育成の仕組みを設けているなど、一定の基準をクリアした事業所が掲載できます。

具体的には、以下の要件を全て満たしている事業所が掲載できます。

- ・介護職員処遇改善加算の「加算Ⅰ」を取得している(※)
- ・職員の休業制度(育児休業・介護休業制度)を有している
- ・新規採用者の育成制度(育成計画の作成や研修の実施等)を有している

※ 介護職員処遇改善加算の非対象サービスの事業所である場合は、加算Ⅰの取得に相当するキャリアパス要件及び職場環境要件を満たしていること。

○掲載申し込み

サイトURL【<https://saganokaigo.jp/registration>】から、申し込みを行ってください。



13 佐賀労働基準監督署からのご案内

佐賀労働基準監督署

注意：資料1～14については、佐賀県のホームページに集団指導の資料として掲載されておりますので、ご参照ください。

1 労働基準法等の改正について 資料1「働き方に応じた適正な労務管理」

- (1) **時間外労働の上限規制導入**（施行：平成31年4月～、中小企業は令和2年4月～）
時間外・休日労働に関する労使協定（36（サブロク）協定）による限度は**原則月45時間、年360時間**、臨時的特別な事情がある場合（**特別条項付き協定**）でも休日労働を含み**月100時間未満、2～6か月の平均月80時間以下**
- (2) **年次有給休暇の年5日の時季指定義務**（施行：平成31年4月～）
 - ・年10日以上付与される労働者に対して、**最低年5日を確実に取得させる義務**
 - ・年次有給休暇管理簿による管理
- (3) 割増賃金の適正な支払
中小企業の**月60時間超時間外割増率（25⇒50%）**の猶予廃止（施行：令和5年4月～）
- (4) 始業・終業時刻を確認・記録して労働時間を把握⇒賃金台帳への時間数等の記入
使用者による現認またはタイムカード等**客観的な記録**で確認、3年間の保存義務
- (5) 産業医・産業保健機能の強化
長時間労働者に対する面接指導基準を月100時間超え⇒**月80時間超え**（施行：平成31年4月～）

2 介護労働者の法定労働条件の確保について

資料2「介護労働者の労働条件の確保改善のポイント」

- (1) **労働時間の適正把握**（P4、14・15）
介護業務に従事する時間だけでなく、引継ぎ、業務報告書の作成時間、打合せ・会議、使用者の指揮監督下での移動時間、研修参加時間なども労働時間に該当
- (2) **休憩時間の確実な取得**（P6）
労働から完全に解放されていることが保障されている時間
- (3) 休日の確保（P6）
終業時刻から24時間ではなく暦日で
- (4) **定期健康診断の確実な実施**（P10）
1年に1回・夜勤に常時従事する者は6か月以内ごとに1回、有所見者の就業判定
- (5) 休業手当（P13）
利用者からのキャンセルが生じた場合の取扱いに要注意

3 労働条件明示のルールの変更について

資料3「2024年4月から労働条件明示のルールが変わります」

- ・書面を交付する方法による労働条件の明示は基本（労使紛争防止に不可欠）
- ・就業場所・業務の変更範囲、無期転換申込機会などを追加

4 働き方改革の支援制度等について

- (1) 労働基準監督署による支援 **資料4「労働時間相談・支援コーナーの設置」**
- ・全国全ての労働基準監督署に「**労働時間相談・支援班**」を設置し、会社を訪問するなどにより資料の提供、労務管理上のアドバイスなどを行う制度がスタート
 - ・「労働時間相談・支援班」は支援に徹するものなので、お気軽にご利用を
- (2) 佐賀働き方改革推進支援センター **資料5「佐賀働き方改革推進支援センター」**
- 同一労働同一賃金など働き方改革全般を支援（無料での専門家による支援）
- (3) 最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策
- 資料6「賃金引上げ特設ページを開設」、資料7「令和5年度業務改善助成金」**
- ・賃金の引上げに取り組む企業への支援（有為な人材の採用・定着のために取組を）
 - ・佐賀県最低賃金の改定前に助成金を利用して事業場内の最低賃金の引上げ

5 労働災害防止について

- (1) 労働災害防止計画 **資料8「佐賀労働局 14次労働災害防止計画」**
- ・**ノーリフトケアの導入促進**
 - ・50人未満の小規模事業場でのストレスチェックの実施 など
- (2) 職場での腰痛予防 **資料9「職場での腰痛を予防しましょう！」**
- 「**これだけ体操**」の普及
- (3) 介護労働者の転倒災害防止 **資料10「介護労働者の転倒災害を防止しましょう」**
- 休業4日以上労働災害の4分の1は転倒によるもの⇒対策必要
- (4) 高年齢労働者の安全と健康確保

資料11「エイジフレンドリーガイドライン」

資料12「令和5年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

作業環境の改善、健康づくりの促進（補助金の活用を）

6 パワーハラスメント防止措置について

資料13「パワーハラスメント防止措置が中小企業主にも義務化」

労働施策総合推進法の改正により、職場のパワーハラスメントを防止するため、事業主の方針の明確化と周知・啓発、相談体制の整備、事案に対する迅速・適切な対応など（※）が全ての事業主の義務に（施行：令和2年6月～、中小企業は令和4年4月～）

※セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントと同様の措置

7 改正育児・介護休業法について

資料14「改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？」

育児休業が利用しやすくなっており（産後パパ育休、育児休業の分割取得など）、より育児や介護と仕事の両立が可能に（利用者の家族にも勧奨して介護離職の防止を）



【上記内容に関するお問合せ先】

佐賀労働基準監督署 ☎0952-32-7133（上記1～5）

佐賀労働局 雇用環境・均等室 ☎0952-32-7218（上記6、7）

14 介護労働安定センターからのご案内

公益財団法人介護労働安定センターは、高齢社会の進展に伴う介護労働力の需要増大に対処し、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発。向上、その他の福祉の向上を図るための総合的支援機関として平成4年に設立され、「介護労働者法」の指定法人として現在に至っています。特に平成12年度からは、「介護保険制度」の施行に伴い、介護事業者を含む介護分野全般に対する支援事業を実施しています。佐賀支部においては、別途添付しているチラシの事業が実施されていますので、積極的にご活用ください。

※ 実施事業のチラシや申込書等については、佐賀県長寿社会課のホームページ上に集団指導の資料とあわせて掲載していますので、ご参照ください。

内 容		日 時	場 所 等	費 用	資 料 番 号
専門家による無料相談 ・雇用管理等に関する相談 ・健康管理やメンタルヘルス等の相談 ・教育・研修にかかる相談		希望日時に応じて実施 ※相談が可能な時間・回数には上限があります。		無料	01
オーダーメイド型 出張講習 「ケア・サポート 菁習」	・講習料 30,000 円~/時間(参考料金) ・受講者 2 名~30 名程度 ・研修テーマをセレクト・決定⇒事業所様の内容に対する要望を確認 ・実施日を事業所と講師のスケジュールにて調整 ⇒ 実施日、実施時間を確認				02
介護スキル アップ講座	高齢者虐待・身体拘束 (会場受講、オンライン受講)	12月15日(金) 13:30~16:30	アバンセ 4階研修室 定員30名	一般:4,300円 賛助会員:3,300円	03
	介護職のための医学の 知識	12月18日(月) 13:30~16:30	メトプラザ [®] 佐賀 視聴覚室 定員30名	一般:4,000円 賛助会員:3,000円	04
	介護記録の書き方	2024年 1月26日(金) 13:30~16:30	アバンセ 4階研修室 定員30名	一般:4,300円 賛助会員:3,300円 ※テキスト代別	05
内 容		配 信 期 間		費 用	資 料 番 号
Webセミナー (動画配信 セミナー) 事業者支援 セミナー	2024年度 介護保険制度改正の概要	9月13日(水)10時 ~9月26日(火)17時		各回受講料:1名 一般:3,000円 賛助会員:1,500円	06
	介護現場における採用のポイント	2024年 1月12日(金)10時 ~1月25日(木)17時			
	2024年度 介護保険制度改正と 介護報酬改定	2024年 2月13日(火)10時 ~2月26日(月)17時			
	介護現場のリスクマネジメント	2024年 3月12日(火)10時 ~3月25日(月)17時			
	労務管理	4月20日(木)10時~ 2024年 2月29日(木)17時		各回受講料:1名 一般:3,000円 賛助会員:無料	

内 容		配信期間	費用	資料 番号	
Web セミナー (動画配信 セミナー) 短期専門講習	看取り	8月18日(金)10時 ～8月31日(木)17時	各回受講料:1名 一般:3,000円 賛助会員:1,500円	07	
	認知症の方への介護技術	10月13日(金)10時 ～10月26日(木)17時			
	虐待防止の早期発見と 対応策・体制整備	11月14日(火)10時 ～11月27日(月)17時			
	介護現場で役に立つ 介護職のための薬の知識	12月8日(金)10時 ～12月21日(木)17時	一般:4,800円 賛助会員:3,100円 ※テキスト代込み		
内 容		日 時	場所等	費用	資料 番号
佐賀県地域医療介護総合確保基金事業					
サービス提供 責任者研修 (全5日間)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者の業務 ・サービス提供の基本姿勢、流れ ・リスク管理 他 ・訪問介護計画 <p>※テキスト代1,500円(税込)は 受講者負担となります。</p>	10月17日(火) 10:00～16:00	アバンセ 4階研修室	無料	08
		11月16日(木) 12月5日(火) 12月20日(水) 2024年 1月16日(火) いずれも 13:30～16:30			
介護職員ストー マケア研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーマの基本的な知識 ・スキンケアについて ・ストーマ装具の交換方法 <p>※実際に装具を触りながらの説明</p>	11月27日(月) 13:30～16:30	相知交流文化センター 研修室B	無料	09
		12月5日(火) 13:30～16:30	アバンセ 4階研修室		
		12月19日(火) 13:30～16:30	サンメッセ鳥栖 大会議室2		
		2024年 1月10日(水) 13:30～16:30	武雄市文化会館 大集会室A		
介護職場環境 改善セミナー 第1弾	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP(業務継続計画)策定の概要 とポイント <p>※会場での講義を録画し、後日Web上での 配信を行います。 会場受講か配信視聴か選択できます。</p>	9月14日(木) 13:30～16:30	武雄市文化会館 大集会室B	無料	10
		9月28日(木) 13:30～16:30	サンメッセ鳥栖 大会議室2		
		10月12日(木) 13:30～16:30	アバンセ 4階研修室		
		10月16日(月) 13:30～16:30	唐津市「りふれ」 研修室1		

	内 容	日 時	場 所 等	費 用	資 料 番 号
佐賀県介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業					
加算取得促進 説明会	介護人材の確保の見通しと加算の取得の重要性について説明し、キャリアパス要件や見直された配分のルールなどについても再確認します。 ※会場での講義を録画し、後日 Web 上での配信を行います。 会場受講か配信視聴が選択できます。	10月19日(木) 13:30～16:30	アバンセ 4階研修室	無料	11
相談員の派遣	希望する事業所へ専門的な相談員を派遣し、加算の取得に必要な就業規則及び給与規定の整備の具体的手順や既定の内容に係る助言を行い、加算の新規取得やより上位の区分の加算取得に向けた支援を行います。				
厚生労働省委託事業 介護労働者雇用管理責任者講習					
専門コース	・介護事業所における法令遵守とハラスメント防止	11月14日(火) 10:00～15:00	アバンセ 4階研修室	無料	12
総合コース	・働き方に応じた適正な労務管理 労働条件明示のルールが変わります	11月22日(水) 13:30～16:40			
総合コース	・労働災害防止計画 パワーハラスメント防止措置 改正育児介護休業法 等について	12月8日(金) 13:30～16:40			
専門コース	・職場でできるストレスマネジメント ラインケアについて学ぶ	2024年 1月23日(火) 10:00～15:00			
※ 総合コースでは、集団指導の際の佐賀労働局よりの資料の内容に基づいて、法律の改正や雇用管理上の注意点などを解説します。					

【お申込み・お問い合わせ先】

公益財団法人介護労働安定センター 佐賀支部

〒840-0816 佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビル 8 F

TEL 0952-28-0326 / FAX 0952-28-0328

URL <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/saga/>